

常務理事	事務長		担当者

## 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

被保険者等の 記号・番号			被保険者氏名	
被保険者の 生年月日	年	月	日生	被扶養者の有無 有・無
資格喪失年月日 (退職日の翌日)	年	月	日	資格喪失の際の 標準報酬月額 千円
保険料の納付方法	1. 毎月納付 (初回より3ヶ月を除き毎月指定口座より自動振替) 2. 一年前納 (4月～3月分を1年毎に前納) 3. 半年前納 (4月～9月分、10月～3月分を半年毎に前納)			
備 考	<small>※被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は備考欄へ記載してください。  (マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)</small>			

上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所 〒 —

氏名

Ⓜ

TEL — — FAX — —

## 任意継続被保険者制度に加入ご希望の方へ

任意継続制度に加入された被保険者の保険料、被保険者期間等の取扱いは、下記のとおりとなりますので、お間違いのないようご注意ください。

### 1. 被保険者期間

任意継続被保険者として加入できる期間は最長2年間です。

### 2. 保険料

保険料は、あなたの退職時の標準報酬月額あるいは当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額（前年の9月末現在）とのいずれか低い額に保険料率を乗じて算定されます。

なお、全被保険者の標準報酬月額の平均した額は、毎年変わりますので、平均が適用される方の保険料は毎年4月1日に改正されます。（平均額が変わらなければ喪失日まで変更されません）

### 3. 保険料の納付期限

保険料は、当月分をその月の10日までに納付いただくこととなっております（加入月の保険料については当健康保険組合が指定する日となります）。定められた日までに納入されないと、その翌日から被保険者資格がなくなり保険給付が受けられなくなりますので、必ず納付期限までに納付してください。

当健康保険組合では、保険料の自動引落制度を採用しておりますので、加入日より自動引落が完了するまで（約3ヵ月）の間は、銀行の窓口で毎月10日までにお振込いただくこととなります。

なお、一括納付を希望する方は、次の「4. 保険料の前納制度」を参照してください。

### 4. 保険料の前納制度

保険料前納制度とは、保険料を一括して前納していただくことにより年4.0%による複利原価法により保険料の割引を適用するものです。

前納できる期間は下記のとおりです。

- ① 一年前納 ・ 4月分から翌年3月分までの1年分  
・ 上の範囲内で、資格取得した月の翌月分から翌年3月分まで
- ② 半年前納 ・ 4月分から9月分まで、10月分から翌年3月分までの半期ごと  
・ 上の範囲内で、資格取得した月の翌月分から9月分、または翌年3月分まで

保険料の納付期限につきましては、前納する期間の初月の前月末までとなっております。納付期限を過ぎますと前納できなくなりますのでご注意ください。

なお、任意継続被保険者に加入後、初回1ヵ月分の保険料は前納制度の対象とはなりませんので、「保険料納入告知書」に基づき納付期限までに銀行の窓口でお振込ください。

### 5. 加入期間中の脱退・喪失

任意継続被保険者の方が次のいずれかの事由に該当するときは、その翌日（②または⑤に該当するときは、その日）から、その資格を喪失します。

- ① 被保険者期間が2年に達したとき（期間満了）
- ② 再就職により他の健康保険に加入したとき（国民健康保険は除く）
- ③ 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- ④ 被保険者本人が死亡したとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき
- ⑥ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を当健康保険組合に申し出て、その資格喪失申出書が受理された月の末日が到来したとき（国民健康保険に加入する場合または家族の被扶養者になる場合）